

記者発表資料

台風9号に伴う降雨により 国道20号（大垂水区間、相模湖区間）について 11時頃より通行止めになる予定です

台風9号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値※）に達した場合、以下の区間において、通行止め（雨量による通行規制※）を実施します。

《通行規制区間》

■国道20号 大垂水区間

八王子市 みなみあさかわまち南浅川町 ～相模原市緑区 ちぎら千木良（4.8km）

■国道20号 相模湖区間

相模原市緑区 よせ与瀬 ～相模原市緑区 よしの吉野（1.5km）

※国道16号、20号について、強風により街路樹の倒木による交通の影響が出る恐れが強まりましたので、通行の際には十分ご注意ください。

■相武国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認出来ます。
ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>
公式ツイッター：https://twitter.com/mlit_sobu

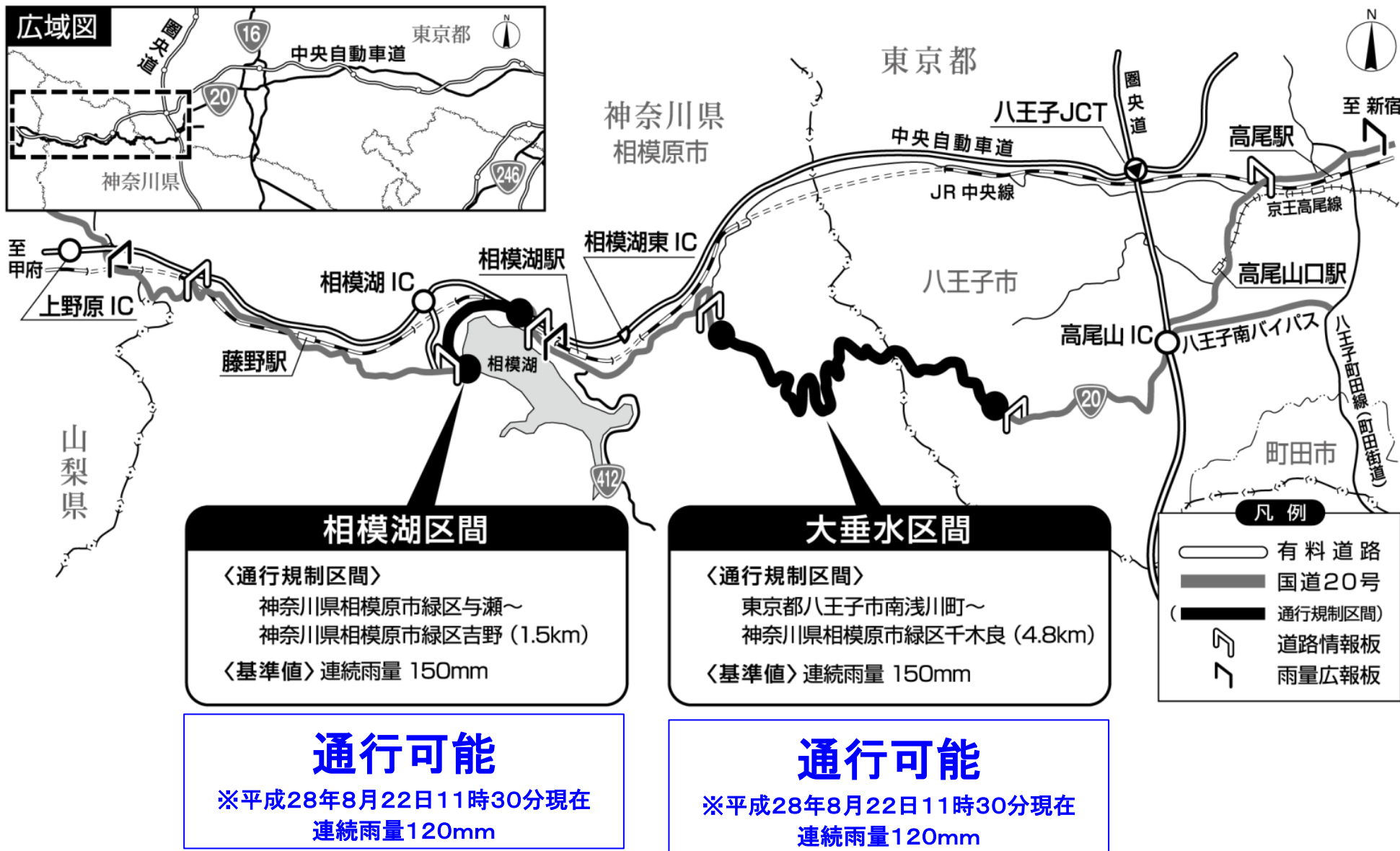
発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ
都庁記者クラブ、八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 TEL 042-643-2001(代)
副所長 なかはら こうじ中原 浩慈 管理第二課長 うえだ まこと上田 誠

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



〈基準値〉連続雨量とは…

降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断（2mm以下/時間）が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。